

背景

● 今日、多くの学生が奨学金を利用し修学しています。高等教育への公費支出が抑制され学費の値上げが繰り返されるなか、家計の収入は伸びず、奨学金に頼らざるを得ない学生が増加しているためとされています。また、「奨学金」とは言うものの、ほとんどが貸与型であり、且つ、有利子奨学金が多いため、学費の高騰や生活費と相まって借入額が増大し、多くの若者たちが過重な返還額を抱えて社会に出ていかざるをえない状況にあります。

更に、非正規・低賃金労働の拡大により安定収入を確保できず、奨学金という教育ローンの返還ができる雇用環境が大きく損なわれているため、延滞者や滞納者が増加しているとも言われています。このような現状は、若者の将来不安を引き起こし、非婚化や少子化等を助長させ、ひいては社会の活力を停滞させることにもつながるものと考えられます。

当法人の取組みと目的

● 当法人は、過重な奨学金返還額を抱えて社会に出ていく学生の経済的負担及び不安の軽減や、多額な奨学金を返還している若年職員の経済的支援を行なうため、奨学金返還手当を創設しました。本取組みは、次世代育成支援や若年世代の生活基盤の安定化に寄与することを目的とするため、社会貢献活動の一環として位置づけるとともに、併せて福祉・介護人材の育成と確保を図るものです。

支給期間

● 入職後、5年間支給します。

返還義務

● 給付型のため返還する必要はありません。

手当支給の対象とする奨学金返還総額及び奨学金返還手当額

奨学金返還総額	奨学金返還手当(月額)	支給総額(5年間)
200万円以上 360万円未満	12,000円	720,000円
360万円以上	22,000円	1,320,000円

施行期日

● 本制度は、平成28年4月1日から施行します。